

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

明日香村長 森川 裕一

市町村名 (市町村コード)	明日香村 (29402)
地域名 (地域内農業集落名)	ひばり地区 (八釣・東山・小原)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 8 年 1 月 9 日 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

2020年の農林業センサスにおいて総農家数は37戸であり、うち認定農業者は3名となっている。当該地区は3つの大字から構成されており、いずれも山間の大字となっている。一部は土地改良事業が行われており新規就農者も営農されていた。農業者の高齢化が進む中、事業継承も行われているが、多くは次世代に引き継ぐことが難しい状態である。獣害での被害も多くなっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

担い手への農地集積を進めていながら、地域外から農地を利用する者を担い手として確保することで持続的に農地を利用し、農地が耕作放棄地とならないよう努める。
また、多面的機能支払交付金を継続して活用していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	14.01 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	13.45 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

多面的機能支払交付金の農地以外でも農地として維持管理を続けていくことが可能と考えられる農地を含めた区域

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、新規就農者及び規模拡大を考えている農業者を中心に農地集積・集約を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を考慮して、段階的に集積を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
特記事項なし
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
認定農業者、新規就農者及び規模拡大を考えている農業者を中心に農地を利用していくとともに、県などの関係機関と連携し、相談から定着まで切れ目のない支援を行っていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域振興公社を中心に地域の特性を理解されている事業者との連携を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①村、猟友会等とも連携し大字周囲の防護柵の点検・修繕を継続しながら、区域内の農地への対策を継続する。また、集落診断等を通じて対応策の検討を進める。

⑦ 多面的機能支払交付金を活用して地域で農用地、水路等の保全・管理(共同活動)を進める。

- ・【農用地】 草刈り、遊休農地発生防止活動など 年 3回
- ・【水路】 泥上げ、草刈りなど 年 3回
- ・【農道】 草刈りなど 年 3回